

## インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

**袋井市立周南中学校**

**年 組 氏名：**

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

体温	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目	
	月	日	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
体温℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40℃																		
39℃																		
38℃																		
37.5℃																		
37℃																		
36℃																		

この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校（園）できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間（幼児にあっては3日間）経過しないと登校（園）できません。

学校長・園長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和      年      月      日

保護者氏名

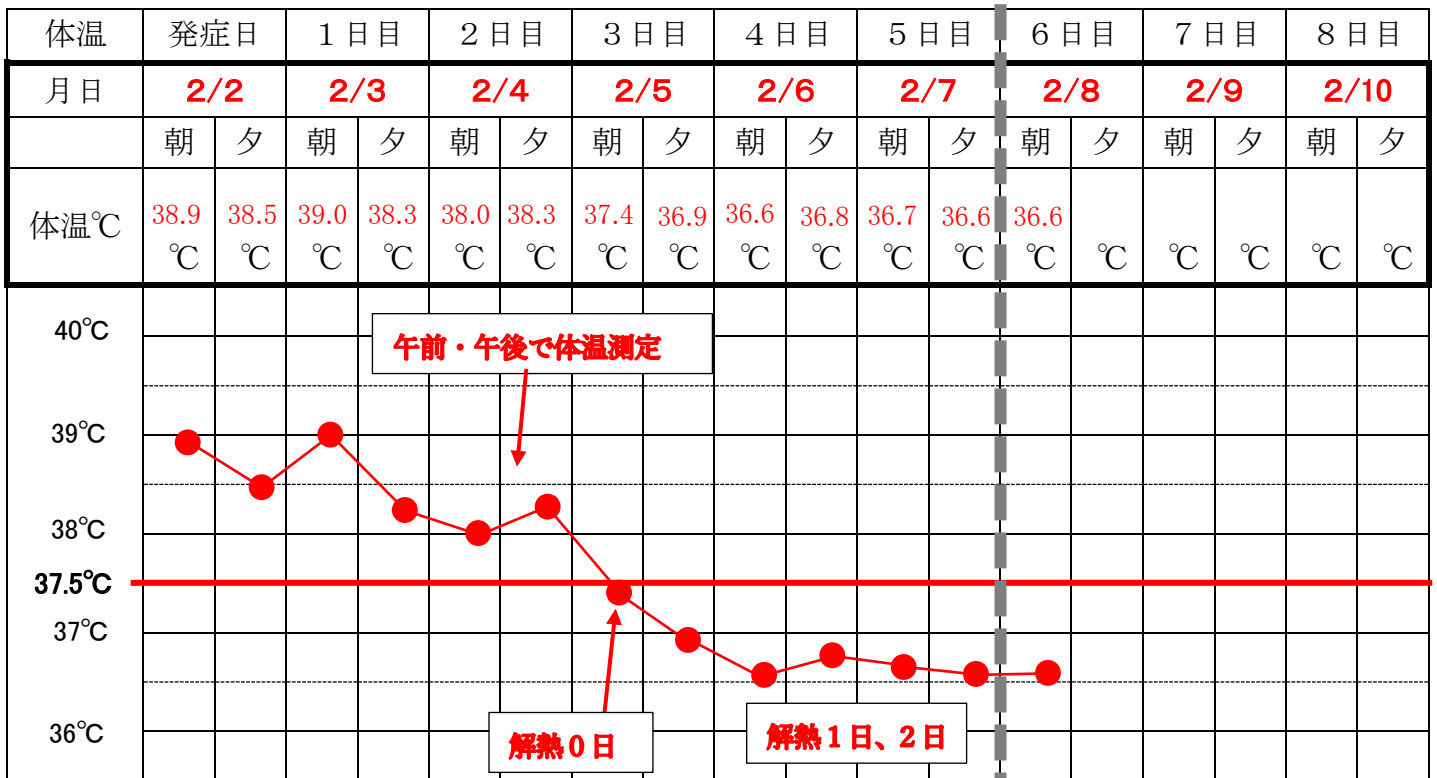
インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

袋井 **市** 町立 **周南中** **学校**・園 **3年3組** 氏名：**周南 花子**

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）



この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校（園）できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間（幼児にあっては3日間）経過しないと登校（園）できません。

学校長・園長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 5 年 2 月 8 日

登校（園）可能日と保護者氏名を記入

保護者氏名

周南 太郎